

別表10 木質ボード

項 目	評 価 基 準 内 容
① 評価対象資材	繊維板、木質系セメント板、パーティクルボード等の木質再生資源を含有したボードを対象とする。
② 品質・性能	a. 工業化された製品であること。 b. 各資材については、別表10-1の基準に適合していること。
③ 再生資源の含有率	再・未利用木材を原料として別表10-1に示す含有率使用していること。 ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
④ 環境に対する安全性	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. 未利用木材（剪定木、間伐材を含む。以下同じ。）以外の再生資源を用いる場合は、原則として原料（再生資源）が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項に定める溶出量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。 ただし、これら以外の懸念される物質の溶出がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。 なお、未利用木材であっても木くずについては、上記基準に適合していること。 c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の6および第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。
⑤ 品質管理	a. 原則として、「JIS A 5404:2024 木質系セメント板」、「JIS A 5905:2014 繊維板」、「JIS A 5908:2015 パーティクルボード」に基づくJISマーク製品の製造が可能な工場又はISO 9001の認定を受けた工場において製造がなされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表10-2に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表10-1 製品の品質・性能基準及び再生資源の含有率

資材	品質・性能	含有率
① 繊維板	「JIS A 5905:2014 繊維板」の基準に適合していること。	製品の質量比で70%以上
② 木質系セメント板	「JIS A 5404:2024 木質系セメント板」の基準に適合していること。	製品の質量比で20%以上
③ パーティクルボード	「JIS A 5908:2015 パーティクルボード」の基準に適合していること。	製品の質量比で70%以上

別表10-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	ア. 製造段階で、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などにより環境負荷が増大しないか。 イ. 原料の入手、製品の運搬距離が著しく長く、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-----------------	---